

徳島県告示第五百九十九号

平成十一年徳島県告示第三百五十六号（海岸保全区域を指定する件の一部を改正する件）
（）によって新たに指定した海岸保全区域のうち、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第
五条第四項の規定により港湾管理者の長が管理する区域は、紀伊水道西沿岸の橘港の橘東
地区の海岸保全区域のうち港湾区域及び港湾隣接地域を除いた区域とする。

令和六年十二月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純